

行方市告示第 71 号

行方市防犯カメラ購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 5 月 7 日

行方市長 高 須 敏 美

行方市防犯カメラ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、市内の住宅の敷地内に防犯カメラを設置(購入費含む。)する費用に対し、予算の範囲内において行方市防犯カメラ購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、行方市補助金等交付規則(平成 17 年行方市規則第 36 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置される装置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者又は市内に住宅を所有する個人
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 警察から捜査関係事項照会書による防犯カメラ映像の提供を求められた場合には、協力できること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、防犯カメラ購入(付属機器を含む。)に係る送料及び手数料等は補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 防犯カメラ及び防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他防犯カメラと一体的に機能する機器(スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く)の購入費
- (2) 防犯カメラを設置するために要する工事費
- (3) 防犯カメラを設置している旨の表示を掲示することに係る経費

2 前項の規定にかかわらず、賃貸物件のみの敷地内に設置した場合は、補助対象外とする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 とし、2 万 5 千円を上限とする。この場合において、当該算出額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき 1 回とする。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、行方市防犯カメラ購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等の代金の支払手続きが完了したことを証する書類
 - (2) 設置場所が確認できる写真
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、行方市防犯カメラ購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、行方市防犯カメラ購入費補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- (補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて交付された補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日以降に設置した防犯カメラについて適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 この告示の失効の日(以下「失効日」という。)以前に第6条の申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

行方市長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

行方市防犯カメラ購入費補助金交付申請書兼請求書

行方市防犯カメラ購入費補助金の交付を受けたいので、行方市防犯カメラ購入費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請にあたり、私の市税等の納付状況について確認することに同意します。

また、下記事項を遵守することを誓約します。

記

設置場所	行方市	設置台数	
設置完了日	年 月 日		
補助対象経費	円(税込)		
補助金 交付申請額	円 ※補助対象経費×1/2(100円未満切捨て) 上限 25,000円		
振込先	金融機関名		支店名
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
	フリガナ 口座名義人		

遵守事項

- 1 防犯カメラで録画された映像データが外部に流出することのないよう、管理を徹底します。
- 2 防犯カメラの運用に当たっては、犯罪防止以外での使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 3 防犯カメラの撮影は、犯罪防止のために行い、録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らしません。
- 4 法令に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査のため映像の情報提供を求められた場合には、映像の提供に協力します。

上記の遵守事項を確実に履行し、個人のプライバシー保護に万全を期するとともに、犯罪防止に協力することを誓約します。

(添付書類)

- 1 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写し等)
- 2 設置場所が確認できる写真

様式第2号(第7条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

行方市防犯カメラ購入費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった行方市防犯カメラ購入費補助金については、行方市防犯カメラ購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 振込予定日 年 月 日

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長

行方市防犯カメラ購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した行方市防犯カメラ購入費補助金について、下記のとおり補助金の取消を決定したので、行方市防犯カメラ購入費補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

なお、既に補助金が交付されている場合は、下記の返還期限内に返還してください。

記

1 補助金決定(確定)額	円
2 変更後の補助金決定(確定)額	円
3 補助金交付済額	円
4 取消決定理由	
5 補助金返還額	円
6 返還期限	年 月 日

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行方市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行方市を被告として(訴訟において行方市を代表する者は行方市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。